



入監委第116号
令和8年8月20日

入間市長	杉島理一郎	様
入間市議会議長	横田淳一	様
入間市教育委員会教育長	中田一平	様
入間市選挙管理委員会委員長	瀧澤啓次	様
入間市公平委員会委員長	庄菊博	様
入間市農業委員会会長	中島敦夫	様

入間市監査委員 原嶋裕子
同 小島清人

令和7年度決算審査に併せて実施した行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を入間市監査基準に準拠し
実施したので、同条第9項の規定により監査結果を報告します。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第2 監査の対象及び目的

地方自治法第233条第2項の規定に基づき令和7年度決算審査の実施に併せて、庁内全組織を対象に行政監査を実施する。

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに一般行政事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

第3 監査の期間

令和8年7月1日から令和8年8月18日まで

第4 監査の着眼点

- 1 事務の法令遵守並びに合理化と市民サービスの向上や経費の節減に努力しているか。
- 2 事業の適正執行と積極的なPR、組織の連携、リスクマネジメントが行われているか。
- 3 事業の効果及び検証を行い最適化されているか。
- 4 前年度の監査委員意見、指摘事項について適切な措置をとり、その成果がみられたか。

第5 監査の実施内容

各部署から提出された決算資料に基づき、補助職員により予備監査を行わせ、令和8年7月6日（月）から令和8年7月24日（金）までの間、ヒアリングによる監査を実施した。

第6 監査の結果

行政監査の結果は、併せて実施した決算審査の結果も含め次のとおりである。

「注意」「要望」事項については、「監査等の結果の取扱いについて」のとおり、所定の様式に対応の状況、成果または見込まれる成果を記入し9月30日（水）までに報告されたい。

1 「注意」事項については以下13件である

(1) 使用契約事務について（秘書広報課）

スマホ及びCANVA使用料は、協議確認書に基づき運用されているが、使用料が明記されていなかった。支出の妥当性を証明するために、金額を明記した協議確認書に改善されたい。

(2) 時間外勤務について（企画課・人事課）

「入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」で定められた1年の上限時間を超過する職員数（他律的業務等の上限時間の適用をされた職員を除く）は、昨年度より3人減少した。しかし、5人が同規則に反する状況であり、労働基準法に基づき職場環境の改善と職員の健康・福祉の確保の観点から早急に改善する必要がある。

引き続き、DX等による事務事業の効率・合理化や適正な人員配置に向けて所管する企画課と人事課が一体となり、実効性ある時間外勤務縮減対策を実施し規則に反する職員を無くされたい。

また、業務の属人化を要因とする時間外勤務が見受けられたことから、特定の職員に依存しない組織的な業務執行体制の構築にも取り組まされたい。

(3) 業務委託契約事務について（企画課）

生活応援商品券配付事業業務委託の契約書に貼付した印紙に市長印（公印）の消印がなかった。契約書に貼付した印紙には、印紙税法に基づき適正に消印処理をされたい。

(4) 負担金の支出事務について（市民税課）

地方税共同機構負担金の支払いは、「負担金」とすべき名称を「分担金」と誤って入力処理されていた。決裁者は、請求書等を正確に確認し適正な会計事務をされたい。

(5) 支払遅延について（資産税課・会計課）

家屋評価システム借上料の支払遅延は、資産税課では、書類不足により会計課から資産税課へ差し戻された支払帳票を気付かずに行ったことに加え、会計課では、資産税課に再提出を求めた帳票の確認を放置したことが原因であ

った。書類不備等においては、会計処理システム運用上の連携・確認を怠らず、責任を持って適切な会計処理をされたい。

(6) 各地区区長会補助金について（地域振興課）

各地区区長会補助金の申請時期は、補助金交付要綱に規定する申請期日までに処理がされておらず、申請時期が統一されていなかった。また、自治会活動保険加入費補助金については、補助金交付要綱に交付処理期間の規定がなく、複数の申請を取りまとめて処理を行っていたことから、支払いに遅れが生じていた。補助金交付に関する事務処理は、要綱等に基づき公正かつ適正に処理できるよう要綱等を見直されたい。

(7) 負担金の支出事務について（人権推進課）

人権施策推進新年意見交換会負担金の支払いは、「負担金」とすべき名称を「会費」と誤って入力処理されていた。決裁者は、請求書等を正確に確認し、適正な会計事務をされたい。

(8) 業務委託契約事務について（市民課）

証明交付事務で使用するセルフレジの保守業務委託において、契約延長に対する予算計上の失念があった。セルフレジの障害発生時には、窓口業務の停止を招くなど行政サービスが低下する恐れがある。

全ての保守業務委託の契約期間を漏れなく把握し、適正な予算要求をされたい。

(9) 備蓄品一覧（台帳）の管理について（市民安全課）

備蓄品一覧（台帳）については、作業着等の枚数記載が無い、救急箱の内容の詳細が無いなど、実態が欠けるものや廃棄すべきものを保管されていた。災害・緊急事態に万全な対応ができるよう備蓄品の管理を徹底されたい。

また、自主防災連絡会が管理する備蓄品についても、各自主防災会に適切な管理がされるよう助言されたい。

(10) 市民清掃デー参加者傷害保険料について（総合クリーンセンター）

市民清掃デーの自治会加入者以外の一般参加者に対する参加者傷害保

険料は、当初予算に計上していたが加入事務を失念して事業を実施したため、最終補正で減額をしていた。万が一の事故や怪我等に備えた保険であり、市民が安心して活動に参加できるように適正な事務処理をされたい。

(11) 資源物等売払い事務について（総合クリーンセンター）

資源物等売払い代金の収入未済額は、契約業者が納付書を紛失し年度内に支払いができなかったことが原因であった。令和8年度に納入を確認したとのことだが、令和7年度に業務は完了しており、令和7年度の歳入として出納整理期間中に納入されるべきであった。地方自治法に定める単年度会計の原則を遵守されたい。

(12) 橋りょう補修事業について（道路整備課）

橋りょう補修事業は、設計段階で仮設工事における工種の一部（ジャッキアップ）の予算計上を失念したことで、変更契約を行っていた。

設計・積算における計上漏れは、事務の正確性を欠くだけでなく、工期の遅延や事業費の増額のリスクにつながっている。

設計・積算時における現場状況の十分な把握と、複数職員による図面及び積算内容の入念な確認・照査を行うなどチェック体制を強化し、正確な設計業務により予算執行をされたい。

(13) 負担金の支出事務について（図書館）

公益社団法人日本図書館協会負担金の支払いは、「公益社団法人」とすべき名称を「公益財団法人」と誤って入力処理されていた。決裁者は、請求書等を確認し正確な会計事務をされたい。

2 「要望」事項については以下33件である

(1) 広報誌発行費について（秘書広報課）

広報誌の朗読録音や点訳のボランティア団体への謝礼は、障害者支援課から支出されていた。

社会福祉協議会に団体登録されたボランティア団体に依頼していると承知しているが、提供する情報量は限定されている。秘書広報課が全ての市民に等しく提供すべき責務の代行を確実に継続し、情報の量・正確さや資料の

質を一定水準に保てるよう必要な予算を検討されたい。

(2) 支払遅延について（企画課）

デジタル行政推進室では、令和6年度の支払遅延改善策として、支払い管理表を作成し、ポータル・アイのスケジュール機能に登録して支払い事務を職員が共有するとの報告があったが、本年度は3件の支払遅延が発生していた。

この改善策は、ブラッシュアップすることで支払遅延防止に有効な取り組みと考えられる。会計課と連携し全庁的に横展開されたい。

(3) シティプロモーション推進費について（企画課）

シティプロモーション推進費は、入間市の魅力発信のため、企業等と連携し入間のパーパスを軸とする多角的なアプローチに活用されていたが、シティプロモーションの定義や成果・効果の指標は明確に示されていない。

当市では「入間市シティセールス戦略プラン」が公表されているが、シティプロモーションについての位置付けはないとのことである。

シティプロモーションは、知名度アップや魅力発信のみにとどまらず、シビックプライドや地域の活性化・持続的発展に繋がる効果を確認しながら展開することが望ましい。一貫性のあるシティプロモーションの戦略的推進が、職員や市民に共有され共に成果等を確認できるよう明文化されたい。

(4) 業務委託契約事務について（情報政策課）

納税通知書等各種連帳用紙印刷業務委託では、契約期間の延長と契約額の変更契約が行われていたが、変更の経緯や協議内容の記録が作成されていなかった。契約変更に至る記録は、業務委託契約執行上でのトラブル回避や証拠となるため、適切に作成し保管されたい。

(5) 熱中症対策について（人事課）

令和7年6月1日から労働安全衛生規則が改正され、事業者による熱中症対策が強化・義務化されている。当市では各課にて対応しているが、人事課から対策方針は発信していないとのことである。労働安全衛生を所管する

人事課において、対応が必要な職場を把握するとともに、職員向け熱中症対策方針を示されたい。

(6) コンシェルジュデスク地方公務員法Webについて（人事課）

「コンシェルジュデスク地方公務員法Web」を導入し、事務の効率化が図られているとのことである。

組織全体での法令解釈の標準化、事務の効率化及び予算の有効活用の観点から、当該サービスが全庁的に利用出来るよう調整されたい。

(7) 新庁舎等整備事業の推進について（公共施設マネジメント推進課）

新庁舎等整備事業の推進にあたっては、発注者として、建設現場における安全管理の徹底が重要である。工事の実施にあたっては、来庁者、近隣住民、通行者等の安全確保を最優先とし、施工業者への指導・監督および現場の確認を引き続き徹底されたい。

(8) 電子申告サービスについて（市民税課）

令和7年分申告から導入した電子申告サービス「eLTAX」を利用した申告は24件であった。eLTAXを活用した申告は、申告者の利便性向上、当市のDXビジョンに掲げる「市役所に行かなくても済む」環境づくりの実現からも利用促進することが望ましい。今後さらなる利用促進に向けて、対象者への個別周知や申告会場での支援体制を強化するなど、申告者が円滑に電子申告へ移行できるよう取り組まれたい。

(9) 業務委託契約事務について（収税課）

収納業務システム改修業務は、受託業者に起因する理由から請負業務の一部を外部事業者に移管することとなり、データ受入れ時に市税収納システムに発生する不具合を受託業者負担で改修する調整をしてきた。しかし、最終的な協議結果で本市の収納の仕様が原因であるとして、市が改修費を支出することとなり補正増額したとのことである。システム改修費を市が負担するに至る正当な理由を明確に説明できる業者との協議記録を作成し保管されたい。

(10) 区・自治会運営費補助金について（地域振興課）

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した区・自治会運営費補助金は、活用実施年度を令和８年度としていることから実績報告書を求めて確認していくとのことであった。

今後、補助金が補助金交付要綱及びガイドラインに基づいて有効に活用されているか継続的な支援を行うとともに、必要に応じて指導及び助言されたい。

(11) 平和を考える講演会について（人権推進課）

平和を考える講演会は、本来は広く市民を対象とすべき講演会であるが、対象者を入間市役所の新規採用職員のみとしていた。講演会の講師謝礼は、人権推進課で支出していたが、対象者を市役所職員に限定した場合は人事課で支出することが望ましい。

また、本講演会は、数年来同じ内容であることから参加者数が少ないと窺えた。講演内容を再考し、事業実施の目的を達成できるよう予算を有効活用されたい。

(12) 時間外勤務について（市民課）

時間外勤務手当が増加した要因は、専門性を有する戸籍事務担当者が人事異動により転出したことで、業務が特定職員へ依存したためとのことであった。

業務の属人化は、担当職員の休暇等による業務停滞や人事異動時の不十分な引き継ぎなどリスクが生じ、結果的に時間外勤務の増加が懸念される。

業務の質・量を平準化し、求められるレベルの業務水準が保たれる組織体制を構築されたい。

(13) 指定管理施設における避難者対応について（危機管理課・市民安全課）

指定避難所に指定された施設の避難者受け入れは、市が指定した職員が対応するとのことである。しかし、指定管理者による施設運営がされている指定避難施設においては、発災初期の対応を指定管理者が行うことが想定される。市職員が対応にあたるまでの間、混乱が無いよう、指定管理者も避難者の対応方法や備蓄品等の保管状況を把握できる備蓄品等保管一覧表を

共有し、連携した対応が出来るように調整されたい。

また、市と指定管理者との協定に避難者対応等の協議がされているか確認されたい。

(14) 入間市一般廃棄物処理基本計画について（エコ・クリーン政策課）

入間市一般廃棄物処理基本計画は令和８年３月に改定されたが、SDGs ロゴマークやアイコンの記載がなかった。入間のパーパスやSDGs 未来都市計画、地球温暖化対策実行計画など関連する計画との整合性も併せたPRにより、市民の理解と行動変容に繋がられたい。

(15) 公害関係調査分析関係費について（生活環境課）

公害関係調査分析関係費は、河川等水質調査、事業所廃水調査、自動車交通騒音常時監視（面的評価）で、基準等を超える結果となっていた。基準等を超える結果については、国・県等の関係機関と調整し、最適な市民生活環境を守る対策をされたい。

(16) 業務委託契約事務について（農業振興課）

牛沢地区ホタルの里管理業務委託は、業務報告書に除草作業年４回、ごみ収集作業年８回、ホタル生息３～４匹の報告がされていた。牛沢地区ホタルの里の設置目的を明確にし、補助金が公正かつ有効に活用されるよう再考されたい。

(17) 生活保護扶助の予算執行について（生活支援課）

生活保護扶助の執行率は 97.14%であるが、約 7,240 万円の予算残額が生じていた。予算残額が生じることは、事業の性質上等の理由から理解できるが、他部においては財源不足により実施できない事業がある。出来る限り正確な予算積算と執行管理により、全庁的に有効な予算活用をされたい。

(18) 自立支援給付・障害児給付事業の予算執行について（障害者支援課）

自立支援給付・障害児給付事業の執行率は 97.23%であるが、約 1 億 800 万円の予算残額が生じていた。予算残額が生じることは、事業の性質上等の

理由から理解できるが、他部においては財源不足により実施できない事業がある。出来る限り正確な予算積算と執行管理により、全庁的に有効な予算活用をされたい。

(19) ゲートボール場事業について（高齢者支援課）

ゲートボール場事業は、ゲートボールの利用のみならず、グラウンドゴルフなど他のスポーツや児童の遊び場などにも利用されているとのことである。予算の事業名称は、現状と一致することが望ましいことから名称を再考されたい。

(20) こども家庭センターについて（こども支援課）

令和6年4月に設置されたこども家庭センターは、相談件数の増加に伴う適切な支援への接続や定期的な見守りに必要な人員配置がされていた。

本センターの機能を最大限に発揮し、支援を必要とする全ての世帯が利用できるようポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの他にもあらゆる機会を捉えたPRをされたい。

(21) 多子世帯保育料軽減事務について（保育幼稚園課）

多子世帯に対する保育料軽減の適用漏れにより、遡及的な還付が発生していた。保育料の算定事務にあたっては、入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例を遵守し適正な事務をされたい。

(22) 学童保育室保育料について（青少年課）

学童保育室保育料は、収入未済額が継続して発生している。徴収事務の公平性から、更なる収納率の向上とこれまでの徴収方法の見直しなどを行い、年度内の納付を実現するように取り組まれない。保育料の引き落とし日を事前に周知するために、市役所及び教育委員会・児童生徒間連絡システム（すぐーる）を活用できないか調整されたい。

また、未納分の管理にあたっては、関係法令等に基づき、適正に対応し管理されたい。

(23) AED配置について（健康管理課）

AEDの更新に伴いオートショック型のAEDを一部の設置場所に配置したとのことだが、市公式ホームページの設置場所一覧には更新した情報が明示されていなかった。市民が混乱無く使用できるよう、オートショック型の設置場所と従来型との使用方法の違い等を周知されたい。

(24) 資金前渡の精算事務について（地域保健課・会計課）

訪問時に利用する有料駐車場の資金前渡の精算は、毎月から半年ごとの精算へ変更されていた。事務の省力化のため担当者同士の調整で変更したとのことだが、会計規則に係る事務の変更は、所属長間で承諾した記録を保管し、人事異動の際にはそれを引き継ぐことが望ましい。

資金前渡の精算は、会計規則に規定があるものの不明瞭な部分もある。会計課においては、合規性のある会計事務ができるよう規則を見直されたい。

(25) スポーツによるまちづくり事業について（スポーツ推進課）

第2期入間市スポーツ推進計画の成果指標である週に1日以上スポーツをしている人の目標値は60%以上としているが、令和6年度市民意識調査結果においては62.4%と既に目標値を上回っている。一方、国が示す第3期スポーツ基本計画では、週1回以上のスポーツ実施率を成人70%、障がい者40%程度と目標値を示している。国の指標を参考に、市の目指す成果指標を再考されたい。

また、入間市スポーツ振興まちづくり条例は、全ての市民を対象としていることから、障がい者の目標値設定も考慮し同条例を推進されたい。

(26) 糖尿病性腎症重症化予防対策事業について（国保医療課）

糖尿病性腎症重症化予防対策事業は、糖尿病が重症化するリスクの高い方が人工透析へ移行することを防止するため、埼玉県との共同事業として、電話による医療機関への受診勧奨などに取り組まれていた。しかし、市が公表した事業報告書では、当市の参加人数は対象者の5人(2.6%)であり、県平均を下回っていた。関係機関との連携を強化し、対象者のQOLを維持するなどの当事業の目標が達成されるよう効果的に推進されたい。

(27) 支払遅延について（会計課）

支払遅延は76件あり、このうち職員の人的要因の報告は64件（84％）であった。会計課から全職員に注意喚起をしているが、会計事務を行う職員の基礎的な理解や監督者の指導が不十分と捉えられる。また、会計事務マニュアルは、令和3年度から更新されていないとのことである。現行の会計システムと整合する会計事務マニュアルを更新すると共に、監督者・担当職員を対象とした全庁的な研修を行い、適正な会計事務の理解を徹底されたい。

なお、検収日から30日以上経過し、業者から請求書が提出されているケースがあった。請求書の未収受による支払い漏れ防止の観点から、定期的な支払い確認を行うと共に、業務完了後速やかに請求書が提出されるよう業者への依頼を徹底されたい。

(28) 業務委託契約事務について（教育総務課）

学校で不用となった薬品処分の業務委託2件の報告書は、処分場搬入時に薬品を撮影した記録写真の添付があるものと無いものがあった。2件の報告書には業務完了報告書とマニフェスト（産業廃棄物管理票）が添付されており、委託内容が完了したと理解できた。これに加えた記録写真は、市の責務を代行した業者が業務を実施した事実を確認し、後に可視化できる証拠書類となる。業務完了の報告は、受託業者による差異なく、業務完了を確実に確認できる書類の提出を求めるよう仕様書に明記されたい。

(29) 給食費について（学校給食課）

給食費の収入未済額の増加は、口座振替の残高不足が主な原因である。給食費の引き落とし日を事前に周知するために、市役所及び教育委員会・児童生徒間連絡システム（すぐーる）を活用できないか調整し、残高不足が生じないように対策を講じられたい。

(30) 金券類の保管について（社会教育課）

「入間市二十歳の集い」の謝礼用に事前購入した図書カードを12月24日から1月12日まで社会教育課内の施錠できるキャビネットに保管されていたが、長期間又は閉庁期間を挟む場合は、会計課の金庫で保管され

たい。

(31) 図書館事業運営費について（図書館）

録音図書作成や絵本読み聞かせ等のボランティア団体への依頼に対して、謝礼が支出されていた。社会福祉協議会に団体登録されたボランティア団体に依頼していると承知しているが、提供する情報量は限定されている。

日本図書館協会のガイドラインが示すように、図書館が全ての市民に等しく提供すべき責務の代行を確実に継続し、情報の量・正確さや資料の質を一定水準に保てるよう必要な予算を検討されたい。

また、点訳・音訳等の資料提供のあり方については、次期指定管理者選定においても協議されたい。

(32) 計画策定について（全課共通・企画課・地域振興課）

様々な分野における計画が策定され、公表されていた。しかし、これらの計画は公表にとどまることなく、市民が市の状況を理解した上で、地域課題を主体的に解決し、本市の未来を共に創り上げるために有効活用されることが望ましい。

策定された計画が市民に理解され、有効活用されるよう周知されたい。

地区センターにおいては、各計画を活用した市民の主体的なまちづくり活動を支援されたい。

(33) 支払遅延について（全課共通・選挙管理委員会事務局）

財務・会計事務は、限られた人員体制や多忙な状況下においても、正確・適正に執行されなければならない。選挙事務等集中的な業務により一時的に人員が不足し支払い遅延が生じる懸念があるとのことである。人員不足による支払遅延を回避するため、一時的に会計処理を他課の職員が代行できないか調整されたい。

参 考

監査結果の区分は以下のとおり

【勧告】

事務事業の執行等が法令に明らかに違反し、大きな影響を及ぼす可能性があり是正が必要と認められるもの、あるいは妥当性の観点から明らかに不適切で、是正等の措置が必要と認められるもの。

【指摘】

勧告には至らないものの、事務事業の執行等に合规性又は妥当性の観点から何らかの課題があり是正や改善が必要と認められるもの、あるいはその効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

【注意】

指摘ほどではない簡易なもので、事務事業の執行等に誤りがあり、是正や改善が必要と認められるもの、あるいはその効果が不十分なため改善が必要と認められるもの。

【要望】

事務事業の執行等は適正と認められたが、より合理的、効率的な行政執行の確保に資するため、特に要望等をする必要があると認められるもの。